

## 戦時下の中等教育段階における教育改革

都 築 亨

Educational Reformation On Secondary Education During The War

Toru TSUZUKI

### 1 はじめに

現在、教育改革が日程にのぼっている。大学の大綱化が進められ、中学、高校の接続、さらには6年制中等学校の試行が日程に上り、受験体制の激化に対して何らかの歯止めを試みようとの案が模索されつつある。

「我が国の公教育はその担った役割を充分に果たした必然的帰結として、その存立基盤を自らの手で掘り崩さざるを得なかった」<sup>※(1)</sup>とまで言われる昨今である。何らかの対策を講じなければ、もはや近代公教育体制は崩壊する以外に途がないのかも知れない。しかし、考えて見れば、近代日本の出発点にあって『学制』が布かれ、初めて“近代学校”が出現して以来、ほぼ120年を経過しているにもかかわらず、その“学校”の枠組みは基本的にはほとんど変わっていない。授業の形態もそうである。戦時中の学徒動員と学童疎開の時代を除いて、また、一部での戦後の“青空教室”を例外として、“授業”は教室中心であり、勉強は記憶中心であって、その傾向は、戦後さらに“偏差値”に増幅されて、むしろ構造的にはさらに閉塞の感を免れない。

ただし、その教育の“閉塞”状況と言ってよい状況は今に始まったことではなく60年ほど前の、昭和初期にすでに指摘されていたことである。今も言われるような「詰込み主義教育や知育偏重の弊害を一掃し、国民教育の完成を期さねばならない」という提言は実はそのころからなされていたことである。学制の発足からほぼ60年を経た、そしてまた現在から顧みて60年前の昭和初期のことである。

昭和初期には、中等学校に進学するものが次第に多くなり、志願者の増加が明らかな現象となってきたが、1927年において公私立中学校は389校、その入学定員は72,546人で、それに対して入学志願者は154,289人と、2倍以上にも達するようになり、学校によっては、志願者は5ないし6倍にもものぼっている場合もあり、受験を苦に自殺する少年さえ出る始末であったという。<sup>※(2)</sup>また一方で当時中学浪人の数も2万を数えていたといわれる。今から60年前にあって、早くも日本には“受験地獄”が出現し始めていたのである。

その現実を目の前にして「受験浪人」ないしは「高等遊民」の多出は、「思想悪化」の温床になるとして、その年の5月、三土忠造文相は田中義一首相の意向を受けて、教育制度改革の基本方針として、「形式・画一教育の是正、教育の実際化」を大きく掲げ、“試験制度の改革”と“中学校教育課程・教育内容の改革”に着手していた。<sup>※(3)</sup>11月22日には、

文部省は省令によって、中等諸学校の学科試験を全廃することとし、内申書の活用と人物（口頭試験）及び身体検査による入試改善を決定している。<sup>※(4)</sup>ただし、その結果としては、内申書に情実が入ることが多かったらしく、小学校にあっては、そのために無用な“席次争い”を出現させるようになったため、翌々年再び筆記試験に戻さざるを得なかったという。こうした状況は“中学校の質的転換”とさえも受け止められており、昭和初期、中学校の“入試の在り方”がすでに社会問題になっていたのである。

こうした状態に対して、28年10月27日、田中義一内閣のもとでは、経済審議会第三特別委員会（教育改革に関する委員会）が設置され、首相官邸で会合が開かれたが、その中で「学制ノ編成及教科ノ内容動モスレバ社会ノ推移ニ基ク実世間ノ要求ニ」ともなわざる傾向ありとして、これをただすため主として財界の立場から、『教育改善ニ関スル建議』が提出されていた。

また、31年4月に成立した第二次若槻内閣の与党民政党の政務調査会は、7月次のような「教育合理化案」を発表している。

- 1、学科ヲ整理シ、中等学校ヨリ大学迄ノ修業年限ヲ短縮スルコト
- 2、学問ノ蘊奥ヲ極メ又ハ特殊ノ学術研究ノタメ、一・二ノ官立大学ヲ存置シ、ソノ他ノ官立大学及ビ専門学校ハ漸次コレヲ独立経営ト為スコト
- 4、東京、広島両文理科大学ヲ師範大学トシ、両高等師範学校並ニ師範第一部ヲ廃止スルコト
- 9、府県ニ於テ中等学校ノ整理、廃合ヲ断行スルコト<sup>※(5)</sup>

また、立憲政友会では、32年に教育改革の調査委員会を設け、「現行の高等小学校、実業補習学校、青年訓練所を併合、統一して、青年教育制度を確立」し、将来なるべく速やかに義務教育たらしむるよきの構想を示していたが、それを発展させて、34年に『教育改革案要項』を発表し、学校教育の体系を小学校・中学校・大学校に整理し、高等小学校、実業補習学校、青年訓練所を統合して、小学校に接続させる「6年制の青年学校」の構想を示し、中学校の目的を「国民教育ノ完成」において「青年学校」と「中学校」との統合をめざしており、普通・実業・女子・家政の各中学校として、それぞれの修業年限を5か年、入学資格を小学校卒業程度としている。<sup>※(6)</sup>小学校から実業補習学校、青年訓練に継続する一般民衆の教育の体系と、中等教育とが別れていた戦前の状況のなかではかなり思い切った改革と見てよいであろう。

この他にも当時あって様々な立場から教育改革のプランが出されている。そのほとんどが中等教育の改善策であった。あるいは中等教育の制度的改革を核において後の国民学校や青年学校を構想するものであった。この論稿では、主として中等教育段階における当時の教育改革の現実に焦点を置いて、現在の教育の方向を探りたいと考える。

## 2 昭和初期の中等教育の改革路線

戦前の教育体制下において、中等教育は形式的には、「中学校はすべての国民に開かれており、そこでの教育を受ける機会には身分や社会階層に関係なく」、能力さえあればどの階層の出身であろうと上級学校へ進学することが可能であり、ヨーロッパの中等学校のように、初めから限定された階層の子弟を対象として、身分、家柄に相応しい教養の論理だ

けによって進められてきたのではなかった。しかしながら、その実態は、「国民すべてに開かれた学校としてではなく、近代化の担い手である国家社会の中堅層やエリート層を育成するための学校として、一部の限定された者だけを対象とする学校であった。」<sup>※(7)</sup>こともまた確かである。

現在の大衆化された高校教育の現実と比べて、明治以来の“中学校教育”の全体が、大学への登竜門としてその体制のなかに位置づけられ、その教育内容もそのように用意されていた。また一方では高等女学校という、女子向けの学校の教育内容と対比して見た場合でも、“旧制中学校”の教育はどう見ても国家の基幹としてのエリート層を育成するためのものであった。

しかし、大正以前の日本では中学校は近代化の担い手である国家社会の中堅層、ないし“エリート層育成のための装置”であったとしても、昭和初期になって「中学校」は実業学校、高等女学校、青年学校とともに、同一の枠組みのなかに囲い込み、中等教育全体を大衆化された教育の論理に当てはめてとらえてゆこうとする時代になっていた。もはや、“中学校”教育も明治時代のように位置づけることが出来ない状況にあったのである。少なくともその観点から中等教育を改革することこそが昭和初期の課題であった。

すでに第1次世界大戦後の1919年3月29日、「中学校令施行規則中改正」（文部省令第7号）がなされて、「物理及化学」は第3学年（2時間）から課されることになった。第4・5学年と合わせて、物理・化学は合計10時間を学習させることになり、それまでよりも週当たりになると、2時間の増加が行われたのである。そして、「便宜実験ヲ課スベシ」となっていた旧規定は、翌年の「中学校物理及化学生徒実験要目」によって「実験ヲ課スベシ」と改められた。生徒・児童による実験はこうして1920年代には、一時的にはきわめて隆盛を見たと言われる。

しかし、昭和期に入って、理科教育における“実験・観察”を中心とする学習は、次第に衰微していったとも推察されるが、一方でそのころ主として米国に始まった“General Science”にもとづく教育思想の影響を受けて、1931年になると文部省は文政審議会の答申にもとづき、中学校の教育内容を改善するために、「中学校令施行規則」を改正し、公布している。

この施行規則の第1章において、中学校教育のねらいが、「中学校ニ於テハ中学校令ノ趣旨ニ基キ、小学校教育ノ基礎ニ依リ、一層高等ノ程度ニ於テ道德教育及高等教育ヲ施シ、生活上有用ナル普通ノ知能ヲ養ヒ、且体育ヲ行フヲ以テ旨」（第1条）とするものとされて、小学校教育の上に、「常ニ生徒ヲ実践躬行ニ導キ、殊ニ国民道德ノ養成ニ意ヲ用ヒ」、  
「我が建国ノ本義ト国体ノ尊厳ナル所以ヲ会得セシメ」、また「独立自主ノ精神ヲ養ヒ勤勞ヲ愛好スルノ習慣ヲ育成シ」「徒ニ専門的學術ノ体系ニ泥ムコトナク社会生活上適切有効ナル知能ヲ養」うことにあると規定している。ここにおいて、「中学校の目的と小学校の目的との間に本質的な差はなくなった」<sup>※(8)</sup>と言われるまでになってきたのである。

その第2章「学科及其ノ程度」の第2条に、新しい教科として「公民科」及「作業科」が設けられていた。

新設された「公民科」は、それまで「法制及経済」とされていた科目の内容が、ともすれば「専門的知識ヲ授クルニ傾キ、實際生活ニ適切ナラザル嫌」いがあったために、これを廃止することとし、それに代えて「国民ノ政治生活、経済生活並ニ社会生活ヲ完ウスル

ニ足ルベキ知徳」を涵養することを目的として、新設されたものであった。そして、そのねらいのなかに「遵法精神」とか「立憲自治」の民たるの素地を育成するという文言が見られるのは、その数年前に「普通選挙法」が公布され、成立していたという現実に対応するものであったことも確かであるが、特に体制側にとっては、この点を緊迫した思想状況とともに受け止めざるを得なかった現実のなかで、“思想善導”をはかることこそがもっとも急務であると強く意識されていたのであった。したがってその「実際化」とは「事実的説明」とともに、「道義ニ帰結セシメ」、「訓練ト相俟チテ公民的徳操」を涵養させることをはかるものであった。

この「施行規則」において「作業科」も基本科目とされることとなった。「作業科」は「勤勞ヲ尚ビ之ヲ愛好スルノ習慣ヲ養ヒ日常生活上有用ナル知能」を体得させるために、園芸、工作其ノ他ノ作業」を課すものとされており、毎週、第2学年までは各2時間、第3学年以上は1時間を当てられることになった。

それまでの自然科学の教育で、「博物」・「物理及化学」と呼ばれていた学科目の区分が「理科」に統一されることになったのもその一つである。その「理科」の時間数は第4、5学年においては“第1種課程”、及び“第2種課程”を設けるという形で、その幅を持たせている。そして、第1種課程は基本科目と選択科目を組み合わせ、その中に実業科目を選択できるようにし、また第2種課程では外国語を選択できるようにしていた。ただし、その後の時間的経過とともに1種のみの実施校は次第に減少していったといわれる。

ここにおいて理科教育のねらいは「天然物及自然ノ現象ニ関スル知識ヲ与へ、其ノ人生ニ対スル関係及ビ之ガ応用ヲ理解セシメ、観察、工夫ノ力ヲ養フヲ以て要旨とし、「理科ハ日常生活ニ関スル事項ノ理科的説明ヨリ始メ」、「重要ナル植物・動物・鉱物ニ関スル一般ノ知識、人体ノ構造、生理及衛生ノ大要、並ニ重要ナル物理上及化学ノ現象及定律、器械ノ構造及作用、元素及化合物ニ関スル知識」を授けるものとされた。

この「中学校令施行規則」の改正の趣旨に基づいて、「中学校教授要目」の大改正が行われたが、この改正の趣旨は、「従来ノ博物・物理及化学」を総合して、「理科」とすることによって、「理科ニ於テハ必ズシモ専門的學術ノ体系ニ泥ムコトナク、實際生活上有用ナル理科的知能ヲ与フルヲ旨トシ、一般理科ヨリ始メ、進ンデ博物的事項・物理的事項及化学的事項ヲ課シ、又応用理科ヲ授クルニ適セシメ」ようとするものであり、殊ニ観察実験ニ重キヲ置キテ、實際生活ニ裨益スル所多カラシメン」（文部省「趣旨説明」）とすることを第一とするものであった。したがって、理科は低学年にあっては「一般理科ヲ課シ、小学校ノ教授内容ト連絡シテ、日常生活ニ関係アル事項ニ就キ、博物及物理・化学ノ各方面ヨリコレヲ理会セシムル」ものとし、高学年に於ては、「便宜上コレヲ博物・物理及化学ニ分チテ教授スレドモ、一般理科ト連絡ヲ保チ、徒ニ科学的体系ニ泥ムコトナク、常ニ相互ノ関連ニ注意シ、稍進ミタル程度ニ於テ教授スルモノトス」（「理科教授要目」）とされていた。

なるべく“日常生活に関係した内容”を取り扱うようにと、総合的な内容を取り入れた「一般理科」を低学年に導入して、「理科」として課し、その第1種課程では最終学年に「応用理科」としてその再統合を企図するなど、戦後の教育ではともかくとして、当時としては前代未聞と言ってよいほどの画期的なことであった。ここで試みられたのは、「実験観察ヲ重ンジ、理論的説明ニ陥ラ」ないようにするため、「博物及物理・化学」の各分

野の内容を組み合わせることにより、総合的な学習をするという教育方法である。これは相当地に高く評価されてよいものであった<sup>※(9)</sup>。理科教育におけるこのような新しい試みは、平生釦三郎の「7年制高等学校」の構想に共鳴し、彼のもとにあって、武蔵高校で理科主任を務めていた玉虫文一氏が、前朝鮮総督府督学官であった津田栄氏とともに、当時米国のA.A.Noysの影響を受け、「総合科学」教育を日本で定着させようとし、綿密にその内容を考案して実践的に試行していたものであった。そしてこれは、当時、第一高等学校の教授であった橋田邦彦の強力な推挙を得ていたものでもあったことから、やがてその橋田邦彦が文相となった時に、このプランは日の目を見ることとなった。したがって、もう一度これが復活するのは、次の「中等教育令」による『物象』に於てであった。

戦時下の「生産力拡充」、ないしは「国防能力向上のための科学教育振興」というこの時代的な要請は、やがて41年になって、科学振興調査会の「科学教育ノ振興ニ関スル件」（3月28日）の答申に基づいて法制化されることになった。また『科学技術新体制確立要綱』（5月27日）が閣議決定されたことで、その実現への目処がついたとき、科学教育振興の立場から、翌年3月5日に『中学校及び高等女学校の教授要目中数学理科の要目』が改正され、また『中学校数学理科教授要目の改正』が図られたのである。折から、中等教育全体の改革プランが進行中であって見れば、普通ではそのなかでこそ実施されてよい内実であるとも考えられるが、その時期を待たず、これは「一日もゆるがせにすることを許されない」事項であるという、かなり切迫した状況認識のもとに進められたものであった。その改正点は、「既成の学術的体系に拘泥することなく、生徒の理知的能力を伸長するに適切な体系」をとり、全般に涉って教材を精選することによって、特に、「観察・実測・作図等の具体的操作を学習の基礎」として「発見創造の力」、「科学的思考力」を高めようとするものであった。『物象』はこうして橋田邦彦文相の時になって、中学校における「新科目」として誕生することになった。

この「物理」と「化学」を統合した『物象』という、新しい科目が中等学校に登場したのは、戦前・戦後を通ずる教科教育の歴史から見て、特筆すべき大きな変革内容をともなうものであった。

昭和初期の中等教育の改革を論議するとすれば、小学校教育の上に進められていた「実業補習学校」と「青年訓練所」の教育、さらにはその発展としての『青年学校』の成立過程にも触れなければならないが、紙数の関係でここには取り上げない。ただ、31年9月に発表された田中文相案では、「青年学校」の項が示され、ここでは、「現在ノ実業補習学校ト青年訓練所ヲ統一シ、国民学校（尋常小学校）ヲ卒業シ上級学校ニ行カザル者ノ修養機関トスル」こととし、青年学校には普通部（修業年限2年）中等部（修業年限2年）高等部（同3年）訓練部（同3年）として、公的にその統合が示されていた。

にもかかわらず、当時発言力を増して来た軍のなかには、それまで実業補習学校と青年訓練所の統一については反対論があった。その軍の態度は33年後半に大きく豹変したという<sup>※(10)</sup>。34年末、ワシントン条約廃棄が通告される段階に入って「高度国防国家」樹立の見通しを得ると、軍はその一環としての青年層、特に壮丁に対する支配体制の確立を急ぐようになり、『青年訓練所』と『実業補習学校』を統合する形で『青年学校』とすることに同意したため、陸軍省の内諾を得た文部省は、12月早々に文政審議会に「青年学校令」の諮問をし、同審議会では、「指導監督機関の充実」、「職業科の専任教員」、「教員養成

機関」の付帯決議をつけて承認した。『青年学校令』の公布は35年4月1日（勅令第70号）であり、即日施行された。それが開校するのは35年10月であった。

35年5月には『内閣審議会』が設置され、「現下ノ国情ニ鑑ミ、文教刷新ニ関スル根本方策如何」について、緊急に審議することになったが、この『内閣審議会』のなかで展開された改革意見では、「中学校の課程を大別して普通科4年、完成科（就職コース1年）とし、高等学校は進学一本のものとして、大学教育の基礎としての必要な高等普通教育を施すこととし、一方で高等女学校はなるべく画一化を避けること」を求め、義務教育年限延長問題も取り上げられていた。このなかで、国民学校初等科、高等科の名称が使われている。

この段階に入って教育行政の側から、教育課程を改革する動きも現われていた。34年に篠原助市が文理大教授のまま、文部省の教育調査部長に就任したが、その6月から教育制度改革の論議が始まっているのは注目すべきことである。文部省主導の教育課程の改革は岡田内閣が二・二六事件によって倒壊した後、これに代わった広田内閣の2代目文相に就任した平生鈞三郎によってその“教育改革案”が日程に上げられることになった。

36年6月18日の『朝日新聞』、『読売新聞』は義務教育延長に関する「学制改革案」なるものを掲載していた。この時、『国民教育改革案』に“知育偏重の弊を打破・小学教育の内容一新・年限延長と共に断行”という見出しを掲げていたが、『文部省原案』として示されたのは、第一に義務教育8年制の提案であり、第2は、中学校を上級学校進用に位置づけて各県1校とし、それ以外は全部実務専修の中等学校とすること、第3は義務制8年制にともなう師範学校の一部廃止と、二部の専門学校への昇格。第4は7年制高校の分離。第5は、大学の学区制。第6は私立大学の合併までも含んでいた。また、高等遊民（浪人）の禁止、文科系削減案もそのなかに意識されていた。

その平生の構想によれば、「文部省では義務教育8年制実施と相俟って、小学校教育全般に亙る教育内容の抜本的改革を断行し、年限延長の実を挙げるべく、過般来、普通学務局並に教育調査部が中心となって改革の根本方針につき調査研究の結果、大体の成案を得たので、数日来、平生文相をはじめ山本、河原両次官、菊池普通局長、篠原調査部長等が極秘裡に熟議検討を重ねてゐるが、今回の改革は、我国小学教育に新方針を確立する画期的なもので、これによって所謂詰込み主義、知育偏重の弊害を一掃し、国民教育の完成を期せんとしている。しかして、その根本趣旨とするところは尋常並に高等小学の教科課程を整理し、全体として統一ある課程に改め、尋常小学においては国民一般に必要な基礎的教養を施し、高等小学においては、特に国民的教養の徹底を期し、且つ教科課程の画一を避け、土地の状況に応じて児童将来の生活に適切なる教育を行うにあり、これによって、国民精神の涵養を一層徹底せしめ、国民常識の充実を期するとともに、特に体位の向上をはかり、産業、国防能力を強化し、国民生活の改善に資せんとするもので」<sup>※(1)</sup>ある。

ただ、教育界全体の支持を得ていたはずのこの案に対して、枢密院を基盤とする勅令主義の論理は「義務教育法案」の成立を阻止し（平生文相はこの案を法律として用意しようとしていたが、そのことに関して枢密院の横やりが入った）、また、37年1月になって、広田内閣は衆議院における寺内陸相と浜田代議士との『腹きり問答』によって総辞職を余儀なくされると、折角の成案もついえ去ったのである。この流れを多少意識しつつ、茗溪会の教育制度調査部は37年7月に「学校系統改善案」を発表している。

ここでは「1, 国民ノ教養ヲ高メ, 文化ノ発展ヲ促シ, 国運ノ進展ヲ図ルコト, 3, 凡テ国家統制ノ下ニ置キ完全ナル機会均等ノ実現ヲ期スルコト(4~7略)」という方針を掲げ、その方向で、1, 義務教育ヲ8年ニ延長スルコト, 2, 学校教育ヲ初等, 中等, 高等ノ3段階トスルコト, 5, 男女共通ノ系統トスルコト, 6, 青年教育ノ拡充ヲ期スルコトを改正の主要点としてあげている<sup>※(12)</sup>。

そして、ここで示されていた、青年学校の改革の具体的提案にもられたのは「青年学校ハ国民学校高等科卒業者ヲ収容シ, 本科3年, 研究科3年トスル」というものであった。すなわち、義務年限の延長とともに、青年学校普通科を廃止し、青年大衆教育は国民学校(小学校を改編)高等科卒業を以て開始されるべきものとし、あわせて、青年学校の修業年限を本科3年, 研究科3年としたいとしていた。

また、帝国教育会教育調査部では、「学制改革案」として、「1, 国体ノ本義ニ基キテ皇民精神ヲ高揚シ, 大国民的性格ヲ陶冶スルコト, 2, 教育ノ機会均等ヲ図ルコト」「5, 学校教育ヲ初等教育, 中等教育, 及大学教育ノ3段階トシ凡テ完成教育トスルコト」としたが、青年学校の改革については、特にこれを「中等教育」のなかで扱っており、「青年学校ハ国民学校高等科卒業者並ニ之ト同等以上ノ学力アル者ヲ入学セシメ, 其ノ修業年限ハ男子5年, 女子ハ3年乃至5年トス」<sup>※(13)</sup>としていた。

昭和初期、色々な立場から出されていた教育改革案のほとんどに共通する点は、中等教育についての改革であった。国民学校という路線もあったが、中等教育を国民教育として幅広く国民全体に広げながら、時代の進展に合わせて改編しようとするものであった。

中等教育の目的を“国民教育”に置くという発想は、当時、その他の論者の案にも数多く見られ、例えば大津淳一郎のように、中等学校を「市町村立国民学校」(小学校)の上に作られた「道府県立国民学校」(修業年限4年, 入学資格は小学校第8学年卒業)に改編することにより、「国家本位ノ精神教育」の立場に立ち、「日本国民タル教育ノ完成」を目的として、青年大衆教育機関を「国民学術研究所」に統合するなどという大胆な提言さえも見られる。

また東大教授柿内三郎によれば、すべてのものがある学校段階において一度は職業(専門)教育を受けられるようにとのユニークな“教育システム”を構築することによって、中等学校をすべて「実業学校」とし、その「準備教育期」(4年)と「職業教育期」(2年)とに分けることとし、上級学校に入学する者以外は、自らの選択によって2年間の職業教育、公民教育を受けることが出来るということまでも提案している。

### 3 教育研究会と教育改革同志会の改革プラン

農村危機が深刻さを増して来た33年、農村振興のために特に五相会議が開催され、その場で、後藤農相から農村の再建のために「農民道場建設案」が出されて、農村中堅人物の養成をこそはかりたいと提案されたが、その時の彼の脳裏にはデンマークの『国民高等学校』の教育理念があったと思われる。また、内村鑑三の弟子であった藤井武は、早くから地方自治の振興を熱心に唱えており、A・H・ホフマンの『国民高等学校と農民文明』(那須皓訳)を読んで大きな感銘を受け、デンマークで発達した国民高等学校に範をとり、山形県に自治講習所を設立(1915)している。

後に国民学校の創設に大きな役割を演ずることになる近衛文麿が日本青年館の理事長に就任したのは21年であるが、当時その理事に田子一民、田澤義鋪、後藤隆之助らがいた。

日本青年館は24年に結成された「大日本連合青年団」と表裏一体のものであり、報徳会系の内務官僚の指導の下にあったが、そのなかに2つの研究会が生まれていたという。1つは青年の思想を中心とする「教育研究会」であり、これには後藤文夫を中心として、大島正徳、田澤義鋪、青木誠四郎、小野武夫、前田多門が参加していた。今、一つは「農村問題研究会」であって、これには新渡戸稲造、小野武夫、那須皓、蠟山正道、戸田貞三、東畑精一、田澤義鋪、後藤隆之助などが参加していた。

当時の大日本連合青年団の理事であった伊達源一郎、丸山鶴吉、田澤義鋪、あるいはまた、近衛文麿の昭和研究会に大きな役割を演じた後藤文夫もその流れの中に属していた。そして、ほぼこのメンバーを集めて、近衛のもとにその私的諮問機関である“昭和研究会”が開かれるようになったのは33年10月である。(33年10月2日 青山5丁目に後藤隆之助事務所が開設され、12月末には“昭和研究会”の呼称が生まれたという)<sup>※(14)</sup>。

その時事問題懇談会の流れである“昭和研究会”は、以後大政翼賛会成立の直後まで、近衛のプレーン・トラストとしての役割を演じつつ、存続していったのである。そして、その「昭和研究会」とは姉妹団体にあたるものに、「教育研究会」、及びその発展としての「教育改革同志会」があった。

したがって、教育研究会は近衛文麿を中心として、後藤隆之助、後藤文夫、田澤義鋪、阿部重孝、吉野作造、那須皓、安岡正篤など、その多くがのちの昭和研究会に参集することになる、日本青年館のメンバーから構成されていた。同研究会は、30年5月から教育制度の調査を精力的に開始しているが、31年5月には、「教育制度改革案」を発表している。

このプランの前提として意識されていたことは、先ず、「現行制度の欠陥」として、(1)教育の機会均等という要求に合致せず、学資のない者は有為の才能を有するものでも中等以上の学校に進めず、また男女によって高等教育の機会均等でないこと、(2)現在すべての学校が上級学校への準備機関になっていること、(3)教育が画一の弊に陥っていること、(4)知育偏重の弊に陥っていること、(5)学校卒業に付随する特権を与え過ぎていること、(6)教員養成及び検定制度の不備のため教員に人が得られないことの6点をあげ、これらの欠陥を除去する具体策として、「中等教育の普遍化」と「補習教育の完備」の2点を目標に掲げながら、次のような改革の要点をあげていた。

第1に、現在の学校体系を整理して、小学校、青年国民学校、中等学校、専門学校とし(高等学校、大学は廃止)、別に最高の学術研究機関として大学院をおくこと。第2に、小学校は修業年限を6年とし、現在の高等小学校は廃止して、青年国民学校に組み入れること。小学校の目的は現行通りとするが、とくに勤労教育の徹底、創造的精神の陶冶および社会生活に対する訓練にも努力すること。第3に青年国民学校は修業年限を6年(当分のあいだは3年以上とする)とし、小学校卒業後中等学校に進学しないものに対しても就学の義務を負わせること。その青年国民学校は、すでに家庭生活、職業生活に入っているものに対して中等学校に準じて、普通教育・職業教育・公民教育の内実を与えることとし、青年国民学校は、昼間学校、夜間学校、季節学校などというように、自由なかたちをとりうること。また、青年国民学校では、体操、教練なども課すようにし、それにともなって、青年訓練所は廃止するという含みも持っていた。

第4に、中等学校については「中等学校は国民教育の完成を以て目的とす」として、その目的に「国民教育の完成」がうたわれていたが、国民教育は「身体、徳性、智能の一般的陶冶の為の普通教育、国家生活及び社会生活に関する知識と徳性とを涵養する為の公民教育、勤労を楽しみ、職業生活の知識と技術を磨く為の実業教育の三者をその内容とするものであり、特に中等学校においては、勤労の精神を養い、人格を陶冶し、且つ職業能力を養うため毎日相当時数の実習作業を課すること」としていた<sup>※(15)</sup>。

ここでは、青年学校の教育は、「之を中等教育として位置づけ」ており、その目的を、「既に家事に従事し又は職業生活に入れる者に対して普通教育、職業教育、及び公民教育を与える」ものと規定していたのである。

「教育研究会」は37年5月、その会を発展させて「教育改革同志会」とネーミングを変えているが、その教育改革同志会が発表した、「教育制度改革案」(37年6月)によれば、学校の種類を「小学校、中学校、大学校及び大学院」とし、6年制の小学校の上に、「中等学校」を置いて、「青年学校」と「中学校」を統合し、青年学校の教育はこれを中等教育として位置づけ、その改革を図って行くべきであるとしていた。その青年学校の性格を「既に家事に従事し又は職業生活に入れる者を就学せしむるを原則とす」とし、その修業年限は6年とし、前期2年間と後期4年に分けて、前期の授業時数は毎週20時間以上、1カ年700時間以上を課すとしていた。

これらの教育改革案のなかで、「国民学校」とか、「青年学校」という名称が用いられているのは注意してよいことであろう。“国民教育”ないしは“国民高等学校”の発想が当時の教育改革の指標にあったものと見られる。

また、教育科学研究会は、岩波講座の『教育科学』(全20巻)の月報から独立した月刊雑誌である『教育』(33年4月創刊)に依拠して、研究活動、普及活動をしていた教育学者、心理学者、さらには現場教師たちをも糾合した共同研究組織であり、37年5月に発足したが、それ以後、城戸幡太郎(会長)、留岡清男(幹事長)山下徳治らの指導により、「教育科学ノ建設ヲ以テ目的トシ、広義教育ノ批判、改革ノ研究審議ヲナス」(教育科学研究会会則)ことを目指して、精力的な活動を展開していた。そして、「社会進歩の諸情勢に即応する教育内容改善の第一着手として、カリキュラムの再編成と教材の再選択」という課題を掲げ、言語教育、科学教育、技術教育、生活教育、教育科学の五つの研究部会の設立を提案したのであった。

その留岡清男幹事長を同月成立した教育改革同志会に参加させることについては、教科研のなかに反対があったという<sup>※(16)</sup>。教育改革同志会はやはり体制側のものであるという認識があったはずである。その点での批判性もあったとすべきである。

40年4月の機関紙上で、『教科研』は5項目からなる綱領を発表し、「教育科学研究会の5大目標」と題する留岡幹事長の解説を掲載している。その『教育科学研究会綱領』には、1、教育の科学的企画化 1、教育刷新の指標確立 1、教育研究の協同化 1、地方教育文化の交流 1、教育者の教養の向上が掲げられていた<sup>※(17)</sup>。

『教育科学研究会』は当時の困難な状況のなかで、民主的、良心的な教師や研究者の期待を担って、ファシズムに対する「抵抗」を進めながら、地についた教育研究を進めようとした、戦前日本における数少ない教育運動の一つであり、最後は、唯一の研究団体であった。

その教科研の指導者であった城戸幡太郎、留岡清男らが、その教育政策の実効性を高めるために、当時の政策立案の中心であった近衛文麿の昭和研究会に接近して行ったこと、また、だからこそ、戦後、「国民の生活力の涵養などという表現のなかに、屈折された抵抗の心情を盛り込んだのだが、全体として権力の要求に接近していったことはおおうべくもない」とされ、また、「ここには圧迫された教師の官僚への抗議もなく、搾取される人民のための、自由な発展を阻まれている子どものための戦いの気配さえなく」、とどのつまり、「すべては国策への協力ということで貫かれた」とまで、かつての同志たちから厳しく自己批判させられたために、戦後、進歩的な教育学者たちからも評価の外に置かれて来た感があるが、しかしながら、“新興教育”や“綴方教育”などが、当局の弾圧を受けて次々に壊滅していったあとにあって、現実的にはこれが唯一の教育に対する発言の場であった。したがって「教科研」は、実践と理論と政策の結合を目指して、限りなく厳しい条件下に、すぐれた研究活動を真摯にとり行い、そのことによって戦争とファシズムの暗い時代に良心の灯をともした、唯一の運動であったと評価してよいのではないだろうか。

たしかに、40年の大政翼賛会の成立に際して、『教育科学研究会』の城戸幡太郎、留岡清男が参加していることは事実である。しかし、41年10月15日には、あの“ゾルゲ事件”が発覚して、そのゾルゲとともに、昭和研究会の主要メンバーであった尾崎秀実が検挙された。そして多分にそれが引き金になって、その翌、16日、近衛内閣は総辞職し、ついに東条内閣が成立するに至るのである。その41年4月には教科研は解散、44年には城戸幡太郎、留岡清男が検挙されることになって、ついに『教育科学研究会』の命脈はつきるにいたった。

#### 4 中等学校令と教科内容のモダニゼーション

1937年6月に近衛内閣が成立したが、その12月には教育審議会が招集され、当時の総合国策的教育体制を確立しようとしていた。その教育審議会における最初の論議は「青年学校義務制実施ニ関する件」であり、「国民学校」であったが、第3回の答申は「中等教育ニ関スル件」であり、「第2回答申」の「青年学校義務制実施」ののちに、教育審議会は、ただちに中等教育に関する審議を開始している。これこそ、当時最も重点的に論議されるべき問題であった。

その中等教育に関する審議のなかで、最も論議を呼んだのは中等教育の一元化に関する問題であった。すなわち、中等学校が、中学校、高等女学校、実業学校に分かれていて、“中学校が正系で、実業学校は傍系”であるという観念が一般化していた時代である。しかし、「中堅国民教育トシテノ本質的意義ハ実業学校デアラウト、中学校デアラウト等シモノデナクテハナラヌ」（津田信良委員）との認識が一般に抱かれるようになった当時であり、「一本ノ中等学校令ナリ、中等教育令デ纏メテ行クト云フコトニナルノガ当然」（下村寿一委員）であり、「其ノ中ニハ中学校アリ、実業学校アリ、或ハ女子ノ方デ申セバ女学校アリ……整理致スコトガ出来ハシナイカ」（田所特別委員長）という新しい感覚が前提に意識されていたのである。

特に実業学校については、様々な論議の後初等教育である国民学校の教育段階の上に、「教学ノ本義ニ則リ、皇国ノ道ヲ修メシメ、各其ノ本分ヲ尽クシテ皇運ヲ輔翼シ奉ルベキ

中堅有数ノ国民錬成」の教育を行うため、従来の『中学校令』による中学校、『実業学校令』による実業学校、また『高等女学校令』による高等女学校等をすべて『中等学校令』によって統一し、高等女学校の実科を廃止し、そのなかにあつて教科の統合を図ることが決定されていた。そして、その路線にもとづいて43年1月21日『中等学校令』（勅令第36号）が制定されたのである。

したがって、『中等学校』は、「皇国ノ道二則リテ高等普通教育又ハ実業教育ヲ施シ、国民ノ錬成ヲ為ス」（第1条）ことを目的とするものとされ、また中等学校を分けて、中学校・高等女学校・実業学校の3種類とした。また中等学校の修業年限を定めて、国民学校初等科修了程度を入学資格とする場合には、4か年としていたが、「高等科修了程度を入学資格とする場合は、2か年または3か年とし、夜間中学校は国民学校高等科修了程度を入学資格とし、修業年限を3か年または4か年」とし、原則として修業年限の1年短縮をはかり、4年制とするなどその幅を持たせていた。

37年以降にあつて、中学校・高等女学校・実業学校の教授要目はすべての面において、「国体明徴」を基調として、改正されることになった。中等学校の教育にも国民学校と同じく、「国体明徴」「皇国ノ道」イデオロギーが要請され、中学校も「皇国ノ道二則」って、皇国民錬成という、国民学校と同一の教育目標を掲げて進められることとなり、『国民科』、『理数科』、『体錬科』、『芸能科』、『実業科』及び『外国語科』が課されることになった。

高等女学校ではこのほか『家政科』を加えて、『外国語科』・『実業科』とともに増課教科とされた。実業学校では男子については中学校と同じ教科が、女子については高等女学校と同じ教科が課されたが、『外国語』はなかった。

ここに、明治以来の中学校の教育体系は大きく変革され、特に、「中学校ニ於テハ教科及び修練ヲ課スベシ」とされて、中学校では「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シ中等学校令ノ本旨ニ基キ……教育ノ全般ニ互リテ皇国ノ道ヲ修練セシメ国体ニ対スル信念ヲ深メ……皇国民タルノ責務ヲ自覚セシメ……学行ヲ一体トシテ心身ヲ修練セシメ皇国民タルノ徳操識見ヲ陶冶シ、堅忍不撓ノ体力氣力ヲ錬磨スベシ」（第1条）とされることになる。

『国民科』は、「我が国ノ文化並ニ中外ノ歴史及地理ニ付テ修得」させ、「国体ノ本義ヲ闡明シテ、国民精神ヲ涵養」させる中核的な教科とされ、そのなかの科目には修身・国語・歴史及地理を置いていた。

また『理数科』は、「事物現象ヲ正確ニ考察処理スルノ能力」を錬磨して、「事物現象ヲ貫ク理法ト其ノ応用」を会得させて、「合理創造ノ精神ヲ長養」することをそのねらいとし、「数学」・「物象」及「生物」の科目を置いていた。科学的な教育を重視するという立場から、特にその教授方針に、「真摯ナル態度ヲ以テ自然ノ理法ヲ推究シ進ンデ工夫創造スルノ能力」を養うものとし、低学年では、「日常普通ナル事象ニ付テ操作、考察ノ基礎的修練ヲ」なすこと、そして、学年が進むに随つて、「次第ニ精細ナル考察処理ニ向ハシメ高学年ニ於テハ総合的立場ヨリ学習ヲ」させるものとしていた。また、作業が重視されたのも一つの大きな特徴であつて、この留意事項には「観察・実験等ノ作業ヲ学習ノ基礎トシ知行一体ノ修練ヲ爲サシム」として、観察と実験により、また合理主義の立場に立つて、自然をとらえさせようとするものであつた。この点は、『生物』にあつても同様で「実験・観察・飼育・栽培等ヲ通ジテ知行一体ノ修練ヲ爲サシム」るべく観察と実験によ

て自然に親しむ態度を涵養しようとしたのであった。『体錬科』は「身体ヲ鍛練シ、精神ヲ錬磨シテ剛健不撓ノ心身ヲ育成」して、国防能力の向上をはかろうとするものであり、「教練」・「体操」・「武道」の科目をその下に置いており、『芸能科』は「工夫創造及鑑賞ノカヲ養ヒ国民的情操ト実践的性格トヲ陶冶」することがねらいであり、そのなかの科目を分けて、「音楽」・「書道」・「図画及ビ工作」としていた。

『実業科』は「産業ノ国家的使命ヲ明ニ」にし、「勤勞ノ習慣ヲ養」わせるためのものであり、「実業科ハ農業、工業、商業又ハ水産ノ一ヲ課シ、土地ノ情況ニ依リ2以上ヲ課スベシ」とされていた。

『外国語科』は「外国語ノ理會力及発表カヲ養ヒ、……外国事情ニ関シテ正シイ認識」を得ることをねらいとするものであって、外国語という、その中身に、「英語、独語、仏語、支那語、マライ語、其ノ他」の外国語を課すものとしていた。英語に限らなかつたこと、及び支那語、マライ語をこのなかに含めているのは時代の反映と見てよいだろう。

『修練』というのも特にこの段階で中学校段階に新しく取り入れた内容であった。その『修練』は「行的修練ヲ中心トシテ教育ヲ実践的綜合的ニ發展セシメ教科ト併セ一体トシテ盡忠報國ノ精神ヲ発揚シ、献身奉公ノ実践的カヲ涵養スルヲ以テ要旨トス」(第9条)とされ、国民学校教則説明要領にあった「教育の全般に互って皇国の道を修練せしむる」ことと共通の理念に立つものであり、“皇国民の錬成”のためのものであり、国民学校の基礎的錬成の上に中学校段階での行的修練を行う場であった。そして、その「修練ハ日常行フ修練(常時修練)、毎週定時ニ行フ修練(定時修練)及学年中隨時ニ行フ修練(隨時修練)トス。」としていた。ここで中等学校も国民学校と同じく、久野収のいう“顕教の論理”の上に立つ皇国主義に基づいて、“錬成”の教育として展開されることになった。これはどうみてもプレ・モダンの教育方法であった。

ただし、ここにあつて、明治以来の学校教育の特徴である日本的複線的二重構造の教育体制は大きく軌道修正されることになった。そして国民学校とともに、この戦時下を実現したこの路線に基づく中等教育の改革路線のすべてが、そのまに実現していたならば、戦前の「複線的学校体系」が大きく修正されて、実際には戦後に実現することになったはずの単線系の教育体系に近いものになる可能性もあつたはずである。少なくとも当時あつてその必要性は意識されていたのであつた。「皇謨ヲ翼賛シ高度国防国家」を樹立するために、という大義名分よつてのことではあつたが。

## 5 高等女学校の教育と青年学校の義務化

教育審議会の審議では、従来の中学校・実業学校・高等女学校・実科高等女学校などを同一の中等教育の枠のなかに位置づけようと意図しており、そのすべてを「中学校」とすることこそが望ましいものとされていたはずであつた。しかし、その審議会での度重なる論議の結果としてまとめられた、その結論としては、「女子ニアリテハ母性ノ存養、婦徳ノ涵養」を中心に教育するのが至当であり、したがって「家庭科ハ基本科目中ニ於テ之ヲ重視」するものとされ、中等教育段階における教育内容の統一という当初の基本路線は見送られた。この決定に従つて42年3月5日には、『中学校及び高等女学校の教授要目中数学理科の要目』が大幅に改正されることになる。そのなかで、「理科」は一応中学校と同

じように、「生物」と「物象」に分けて、「国土愛護、物資活用、生物愛育、母性涵養」を特に強調することとなり、“理科教育の生活化”にその焦点が置かれていたが、数学は中学校とは異なって、「数・量・空間」を総合的に取り扱い、日常生活への応用を重視することとしている。そして理科でも、特に生物の「繁殖ノ原理ヲ理會セシメ、母性ノ崇高ナル使命ヲ自覚セシム」という方針には、「人口増加の方法ないしは国家総動員法での女性の任務“生めよ殖やせよ”が反映されている」という<sup>※(18)</sup>。

さらに7月8日には「高等女学校ニ於ケル学科目中ノ臨時取扱ニ関スル件」が出されて、女子には「育児、保健、教育の拡充、科学教育の振興、学校修練の強化、職業精神の涵養」が強く要請されることになった。そして高等女学校では「英語」は“随意科目”とされて、「週3時間以内」と抑えられることになったため、男子との差はますます広げられる一方であった。津高等女学校ではこれをうけて、2学期から「英語」と「家政科」との組み替えが行われたといわれる。その上に43年になって、「高等女学校規定」が改正されたが、この段階にあって、高等女学校は「皇国ノ東亞及世界ニ於ケル領分ヲ明ニシ、皇国女子タルノ責務ヲ自覚セシメ職分ヲ尽」（第1条）すとともに、「学校内外ノ生活ヲ挙ゲテ皇国女子錬成ノ一途ニ帰セシム」（第1条ノ6）べきものとされて、中学校規定と同一の状況認識に立ちながらも「高等女学校ニ於テハ教科及修練ヲ課スベシ」（第2条）とされて、その教育内容には今まで以上に女性としての職分に則した“教科”と“修練”が要求されることとなった。

また、中学校と同じく、『国民科』、『理数科』、『体錬科』、『芸能科』、『実業科』及び『外国語科』が課されたほか、さらに高等女学校には『家政科』が課されて、「我が国ノ家ノ本義ヲ明ニシ皇国女子ノ任務ヲ自覚セシムルトトモニ家庭ニ於ケル実務ヲ習得シ」、「主婦タリ母タルノ徳操ヲ涵養」するものとしていた。そして高等女学校・実業学校の修業年限も、中学校の修業年限に準じて定められ、その実施は43年の入学生から、とされていたのである。

さらに青年学校について付け加えると、これは35年に発足したばかりであったが、「在営期間短縮」という特典にもかかわらず、全国的に見て青年学校への出席状況は芳しくなかったといわれている。しかしながら、37年7月に日中戦争が勃発して、戦時体制が急速に強化され、陸軍ではこの戦争の長期拡大にともなう兵員補充のため、「兵役法」の改正によって青年学校出身者を含む有学歴者の在営期間短縮の特典停止という方針を固め、そのこととのかかわりで、「青年学校の男子義務制を決定した」といわれるが、実際は1年半の在営年限では「今日の兵器の非常に改善されて居る所の時代の兵の訓練としてはどうしても不足」<sup>※(19)</sup>である、というのがその理由に上げられていた。

教育審議会が開催されて、その審議が緒に就いたばかりの38年1月13日、その第2回総会の冒頭において、木戸文相は、「今月11日ノ閣議ニ於キマシテ、男子青年ニ対シ青年学校ヲ義務制ト致ス方針ヲ決定致シマシタ。コノ難局ニ対処シテ又更ニ一層重大ナルベキ戦後経営ノ対策トシテ、兵役法ノ改正ト相俟チマシテ緊急ナル措置」として、青年学校は「義務制」としたので了承されたい、と発言している（教育審議会総会議事録）が、その教育審議会においては、つい先ほど、この問題を日程に載せて審議を始めようとしたばかりのことでもあり、前々日の「閣議決定」について、その事後承諾を求めるという形での、文相の“報告”に対しては、委員のなかからもかなり強い不満が表明されたのは当然であっ

た。それらの批判を押し切った形で、青年学校義務化は実現したのである。しかし、審議会におけるそれへの批判も、青年学校義務化そのものへの反対よりも、「小学校の高等科を義務化すべき」ではないかというのが、意見の多数を占めたといわれ、「青年学校に行けば、小学校高等科に行く必要はなくなるのではないか」とか、あるいは、「青年学校には補助が出るのに、高等科には出ないので、地方公共団体の当事者が青年学校ばかりに力を入れることになるのではないか」、などとの危惧が表明されていた程度である。

高等小学校の義務化、したがって、「義務教育8年制」の実現は当時教育界のほとんどが支持していた課題であり、したがって、その8年制が一応、決定を見ていたはずのこの段階で、これを改めて青年学校の義務化を重ねるとすれば、どこかでその矛盾につき当たるはずであった。

「小学校8年制義務化」ということの意味は、小学校教育の全体を“初等教育”として位置づけるという前提に立つものであったが、これに対して、教育改革同志会のメンバーであるとともに元内相・農相の経歴を持つ後藤文夫は「出来得ルナラバ中等教育マデヲ我が国民一般普通ノ教育トシテ国民ノ基礎的教養ヲ其ノ程度ニ高メテ来ルト云フ大方針」<sup>※(20)</sup>をこそ持ちたいものとも考えていた。したがって現実にはここであって、「青年学校」という形で、それまでの中等教育の幅が広げられたと見ることも出来る。こうして青年学校は、「国体ノ本義ニ基キ国家有為ノ青年ヲ錬成スルヲ目的」<sup>※(21)</sup>として、義務化されたのである。また、青年学校の教授訓練要目が、「訓練」を主として、男子用に編成されたということは、青年学校成立の当初から意識されていたことであり、この39年に青年学校が義務制となった時も「教練科」は当然男子だけに課されるものと受けとめられていた。そして41年に改正された「教練科」の要旨は、「教練科ハ生徒ニ軍事的基礎訓練ヲ施シ至誠尽忠ノ精神ヲ涵養スルヲ根本トシ、心身一体ノ実践鍛練ヲ行ヒ、以テ其ノ資質ヲ向上シ、国防能力ノ増進ニ資スル」ことを目的として、改正されたのである。

当時、男子とともに、女子をも青年学校に吸収し、「心身ヲ鍛練シ、徳性ヲ涵養スルトモニ、職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ」ることが当然日程に上ってきたはずであり、委員会のなかでも東京女高師校長下村寿一は、「今日は我が国の教育制度につきましても、男女の機会均等と言う意味に於ては少々誇ることも出来ぬやうな状態になって居るのでありますから……なるべく早い機会におきまして女子の方につきましてもなるべくお考えを願いたい」との発言をしていたが、女性として唯一の委員であった吉岡弥生の、「とに角女子も義務制にするのだということをご発表になっていただきたい」との切なる希望にもかかわらず、木戸文相はこれは「戦時の対策として男子に義務制をしくのでありますから」、として明言を避けて終わってしまった。これは多分に、青年学校義務制の主なねらいが現実的には“教練”を中心とする軍事的教育の早期実施にあって、女子のそれについてはほとんど関心がなかったと言ってよいであろう。折角の論議は巧みにかわされたのである。

こうして39年度から男子青年学校の普通科について、義務化が逐年で実施されることになったが、40年には青年学校生徒は261万、全国の壮丁のうちで、青年学校に在籍する者は50%に達していた。ただし、39年には普通科1年から、そして逐年進行によって、義務化するという予定であって見れば、45年は1回生の修了年度に当たるはずであった。

## 6 戦時下における教育改革の理念に見られる“モダン”と“プレモダン”

戦時下の昭和10年代にあっては、国家体制として類例を見ないほどの露骨な天皇制イデオロギーの支配が目論まれていたことは否定すべくもなく、しかもその教育政策の実体は“顕教イデオロギー”としての「天皇制」を機軸とする“国体明徴”主義による教育であって、いかなる反論も許さないほどの、“神がかり的”とも言えるほどの国民教化を意図した「国民精神作興」の政策が進められていたことも事実である。そしてさらに、地方にあっては、軍部以上に皇国精神を振起しようとする観念右翼の活動が展開されていたことも確かである。折角、大正期以来の教育がモダンの方向に展開しかけていたのに、これはプレ・モダンに戻すものであった。

特に41年から43年という戦争の危機的状況下において、その“教育”全体がファシズム体制の下にすっぽりと組み込まれてしまったことは確かであり、一時的には、大きな陥穽に陥いれられて、「学徒動員」と「学童疎開」に象徴されるような“教育崩壊”以外の何ものでもない厳しい現実を招いたのも事実であった。しかしながら、それはかならずしも、当時の教育のすべてをプレ・モダンに傾斜させるものではなかった。当時の日本を支配していた“戦時体制”と“国家総動員体制”の進展にあわせて、顕教としての“国体明徴”と“錬成”の教育を表面には掲げながら、その内実において合理主義教育や生活教育の方法をその路線のなかに取りこむような努力も続けられていたのである。そしてそのモダンの“実”をとれないものかと進められたのが「科学教育の振興」の路線であった。あるいは、さらにきわどい状況にさらされながらこれを模索する立場が「昭和研究会」のなかにもあり、「教育科学研究会」にもあった。特に、そのなかに見られる“方法論”あるいは“潜在的カリキュラム”とあってよいそのなかを抱懐された教育内容には極めて先進的、画期的なものを含んでいたという点をこそ評価すべきではないだろうか。

戦術として体制のなかに入り込んだ教育科学研究会の選択が正しかったかどうかという点になると、結論は出しにくい。しかし、軍部主導の政策決定が国民全部を巻き込んで、抜き差しならない状況に追い込まれて行ったとき、その方向を少しなりとも期待できる方向に向けることは玉砕の途を選ぶよりも賢明ではなかったかと思う。体制の内部にあっては科学戦争の段階にまで到達していた戦争に勝つためには、ただ単に口先で“国体明徴”を叫ぶだけでは、“ノモンハンの二の舞い”を演ずることに終わるのみであり、海軍兵学校の教育の中にも、相対的合理主義はあったのであると吹聴される向きもあるが、それ以上に中等教育のなかにも、何よりもしっかりした“人格形成”と“科学的な思考訓練”の必要は要請されていたはずであり、教育方法にも本質的に有効な“メトデー”が必要とされていたという側面もあったはずである。

安川寿之輔氏の指摘のように、「十五年戦争期の教育の内容は、一時的な逸脱や例外ではなく、“大正自由教育”の成果もふまえ、むしろ戦前教育の完成形態といえる側面をつよく持っていた」し、しいてその理念と中身を別にすれば、「むしろこの時代の教育は“人間形成”そのものとしては大幅な成功を達成した教育であったと評価できる」<sup>※(22)</sup>という観点は見落としてはならないことであり、“国体明徴”という時代的風潮のなかで、それへの抵抗という意識を含みながら、大正自由教育のメトデーを“潜在的カリキュラム”として、そのなかにも温存してゆこうとする努力をこそ評価したいのである。

戦後になって“国体明徴”という顕教イデオロギーが、ポツダム宣言によって真っ向から否定されたとき、戦後の教育は新しい“顕教イデオロギー”としての“民主主義教育”に換骨脱胎されたのであったが、その教育が戦後十年を経ないうちにもろくも後退していったのは、戦後の教育反動・逆コースの時代の流れにただ埋没してしまっただけではない。戦後を風靡した『問題解決学習』が、その壁につき当たったときに、“系統学習”とか“体系的指導”の必要性が提案され、あるいは精神教育・道徳教育が叫ばれて、たちまち、生活経験学習や合科教育も一挙に否定さるべき対象とされてしまった。

戦時下に進められた改革を絶対に評価し得ないとすれば、そのとき“思い出され”てくるのは明治以来の古典的教育方法しかなかった。特に、「社会科」とか「理科」の指導にあたって、昭和初期でさえもその行き詰まりを意識されていたはずの、“知識偏重”の古典的な教育方法、あるいは“ドリル”学習が、“系統学習”あるいは“基礎学力”の充実のためとして、何のためらいもなく“思い出”され、あげくのはては“記憶・暗記”と“偏差値”のみにそのより所を見つけようとする学校現場の風潮を生み出してしまった。それこそプレモダンであったとしか言えないのである。

今指摘して置きたいのは、そのプレモダンの“教育方法”が、60年前の昭和初期にあっただすでに破綻していたという事実認識であり、当時の、「中学校の科学教育」のあり方が模索されていたとき、教育改革路線のなかで、第一に改変され、改革されねばならぬものとして意識されていたことである。

ただし、戦時下の教育の革新的側面を評価するあまり、一部にはこれを、「単に教育体制のファシズムの再編成への里程標としてではなく近代日本のリベラリズム・デモクラシー思想の生み出した最良の成果の一つとして考察すべきで」<sup>※(2)</sup>あると評価する向きもあるが、それには私は与することはできない。少国民の錬成の教育はリベラリズム・デモクラシーとは明らかに対極をなすものであったと言うべきであろう。そのなかに“モダン”と“プレモダン”とが合成されたものであった。

※(1) 瀧川一廣『家庭のなかの子ども学校のなかの子ども』岩波書店 1994

※(2) 国立教育研究所『近現代日本教育小史』草土文化 1973

※(3) 「東京朝日新聞」27年5月16日

※(4) 文部省令26号「試験制度改正ニ関スル調査ノ経過並改正要旨」『文政審議会記録』

※(5) 石川準吉『総合国策と教育改革案』清水書院 1962

※(6) 八本木浄『两大戦間の日本における教育改革の研究』1982

※(7) 米田俊彦『近代日本中学校制度の確立』東京大学出版 1992

※(8) 阿部重孝『新興日本の教育問題』阿部重孝著作集 日本図書センター 1983

※(9) 奥田真丈監修『教科教育百年史』建白社 1985

※(10) 鷹野良宏『青年学校史』三一書房 1992

※(11) 「平生改革案」文部省『朝日新聞』昭和12年12月6日

※(12) 茗溪会教育制度調査部「学校系統改善案」『近代日本教育制度史料』第16巻

※(13) 帝国教育調査会調査決定事項『近代日本教育制度史料』16巻

※(14) 酒井三郎『昭和研究会』中公文庫

※(15) 国立教育研究所『近代教育百年史』5 教育研究振興会

※(16) 佐藤広美『総力戦体制と教育科学』大月書店 1997

※(17) 『教育科学研究会綱領』「教育」(37年5月号掲載)

戦時下の中等教育段階における教育改革

- ※(18) 小柴昌子『高等女学校史序説』銀河書房 1998
- ※(19) 教育審議会諮問第1号特別委員会会議録『教育審議会総会会議録』
- ※(20) 第2回特別委員会における後藤文夫の発言
- ※(21) 「青年学校令施行規則 規則制度の要旨並びに施行上の注意事項」
- ※(22) 安川寿之輔『十五年戦争と教育』新日本出版社 1986
- ※(23) 寺崎昌男『講座日本教育史』「概説」